

## つがる市U I Jターン起業支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、U I Jターンによる起業（以下「補助事業」という。）を促進することにより地域経済社会の振興及び定住促進に寄与するために、予算の範囲内において、つがる市U I Jターン起業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、つがる市補助金等の交付に関する規則（平成17年つがる市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「U I Jターン」とは、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内に在住していた者が県外へ転出し、再び市内へ移住すること。（Uターン）
- (2) 市外に在住していた者が市内へ移住すること。（Iターン）
- (3) 市内を除く県内市町村に在住していた者が県外へ転出し、市内へ移住すること。（Jターン）

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、前条に規定するU I Jターンに該当するものであって次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 個人事業を開業した者の住所及び当該者が新設した事業所等の所在地（法人を設立した場合にあっては、当該法人の代表者の住所及び主たる事務所の所在地をいう。以下「住所」という。）が市内であること。
- (2) 個人事業を開業した日（法人を設立した場合にあっては、当該法人が成立した日。以下「開業日」という。）が平成27年4月1日以降であること。
- (3) 住所を市内に定めた日と開業日が異なる場合は、当該異なる期間がおおむね1年以内であること。
- (4) 住所を定めた日から過去1年以内に市内に住所を定めたことがない者であるもの。
- (5) 補助金の交付申請時において納付すべきすべての税金を完納していること。

2 第1項の規定にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者は、補助事業者としない。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、機器リース料、人件費（ただし、代表者、3親等以内の家族及び役員の人件費は除く）、賃借料及び共益費とする。

(補助対象外)

第5条 次に掲げるものは該当しないものとする。

- (1) 補助事業者が契約者の3親等以内の親族又は補助事業者が経営する会社若しくはそのグループ会社の社員でないこと。
- (2) 原則として、その他の助成金、補助金を受けていないこと。

(交付申請)

第6条 補助金等交付申請書は、つがる市UIJターン起業支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 税務署へ提出した開業届出書の写し(個人開業の場合に限る。)
- (4) 法人登記事項証明書(法人格を有する場合に限る。)
- (5) 当該補助対象となる経費の見積書
- (6) 市税等の納税証明書

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(交付額)

第7条 補助金の額は毎月支払う補助対象経費に対し月額25,000円を上限として3年間給付する。

(補助金の請求等)

第8条 補助金の申請は、毎年申請するものとし、その申請はつがる市UIJターン起業支援事業費補助金請求書(様式第7号)を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、口座振替により交付する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む)は、事業実績報告書(様式第8号)に別に定める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の定めるもののほか、必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成 28 年度からの補助事業について適用する。